東松山市まち・ひと・しごと創生

総合戦略

~ 住みたい、働きたい、訪れたい 元気と希望に出会えるまち東松山 ~



平成27年10月 **本東松山市**

目 次

1	基本的な考え方	
	(1) 国の総合戦略との関係 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(2) 主旨と位置付け ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	(3) 計画期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	(4) 将来像及び目標人口 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	(5) 推進体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	(6) 計画の見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	2 東松山市まち・ひと・しごと創生総合戦略	
	(1) 課題の整理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	① 少子化への対応	
	② 超高齢社会への対応	
	③ 定住促進への取組	
	④ 交流人口増加への取組	
	⑤ まちの活性化への取組	
	(2) ケーススタディによる必要な施策の抽出 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	(3) 地方創生に向けた取組の基本的方向性 ・・・・・・・・・・・ 1	1
	① 資源の活用と連携による観光まちづくり(観光分野)	
	② 元気な産業を育むまちづくり(産業分野)	
	③ 産みやすく育てやすいまちづくり(子育て分野)	
	(4) 基本目標並びに具体的な施策及び重要業績評価指標(KPI)の設定 ・・・ 1	3
	① 基本目標	
	② 具体的な施策及び重要業績評価指標(KPI)	
	(5) その他の取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	С
	① 全市的な取組	
	② 広域的な取組	
	(6) 効果検証の方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20	0

1 基本的な考え方

(1)国の総合戦略との関係

国が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方や政策 5 原則を基に、本市における人口減少・少子高齢化に的確に対応するため、東松山市版人口ビジョンを作成した上で、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指します。

《参考》「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方と政策 5 原則

- 1「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方
 - (1)人口減少と地域経済縮小の克服
 - ・本格的な人口減少時代の到来、地方と東京圏の経済格差による人口の一極集中
 - ・地域経済の縮小により、人口の一極集中と地方人口減少に拍車がかかる。
 - ・地方における負のスパイラルの解消、人口減少を克服し地方創生
 - ①東京一極集中を是正する。
 - ②若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する。
 - ③地域の特性に即して地域課題を解決する。
 - (2)まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立
 - ・地域経済の活性化、産業の高付加価値等による「しごとの創生」
 - ・地方就労の促進や移住定住促進等による「ひとの創生」
 - ・安心できる暮らしの確保や都市のコンパクト化、広域連携等による「まちの創生」
- 2「まち・ひと・しごと創生」政策5原則
 - (1)自立性

各施策、構造的な問題に対処し、地方公共団体等の自立につながるようにする。

(2)将来性

地方が自主的かつ主体的に、前向きに取り組むことを支援する施策に重点を置く。

(3)地域性

各地域の実態に合った施策を支援することとし、各地域は客観的データに基づき実状分析や将来 予測を行い、「地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するとともに、同戦略に沿った施策を実施 できる枠組みを整備する。

(4)直接性

限られた財源や時間の中で、最大限の成果を上げるため、施策を集中的に実施する。住民代表・産官学金労言(※)の連携を促すことにより、政策の効果をより高める工夫を行う。

(※産官学金労言…産業界、市町村や国の関係行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディアのこと。)

(5)結果重視

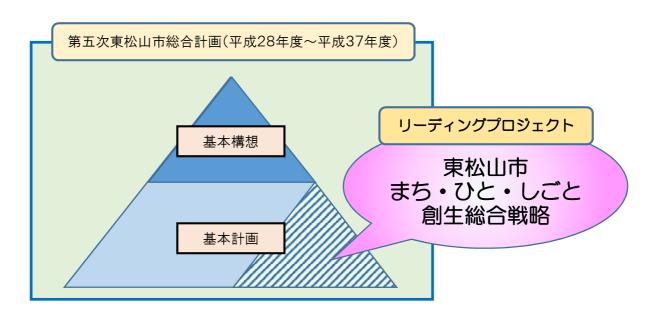
明確な PDCA メカニズムの下に、短期・中期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な 指標により検証し、必要な改善等を行う。

(2)主旨と位置付け

東松山市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法に基づき、国の長期ビジョン及び総合戦略の主旨を尊重しながら、本市における人口の現状分析を行い、認識を共有し、人口の将来展望を示した上で、今後目指すべき将来の方向性と取組を示すものであり、市民、事業者、行政など市全体で共有する計画として位置付けます。

また、第 5 次東松山市総合計画・前期基本計画との整合を図っており、基本計画におけるリーディングプロジェクトとしての役割も担うこととしています。

今後は、この総合戦略に基づき、人口減少や少子高齢化など本市が持つ課題への対応を 戦略的に進めることにより、まち・ひと・しごとの創生につなげ、将来に向けて持続可能なまちを 目指します。



(3)計画期間

平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。

(4)将来像及び目標人口

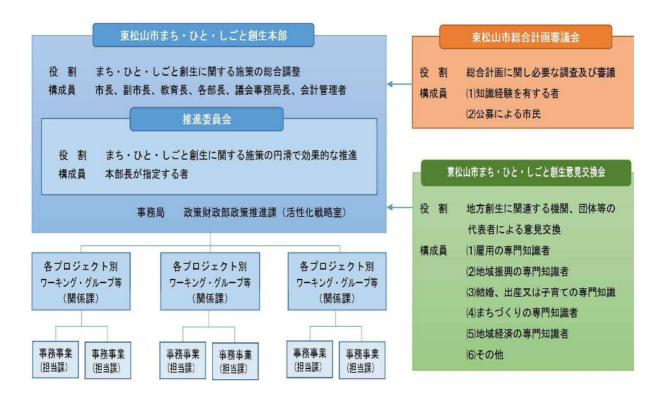
本計画は、第 5 次東松山市総合計画と整合を図り、前期基本計画と連携して取組を進めていくため、目指すべき将来像については、総合計画と同様のものを設定します。

また、目標人口についても、総合計画と同様、平成 37 年に 87,000 人の確保を掲げるとともに、 本計画期間満了時(平成 31 年)における目標人口を 88,700 人とします。

将来像:「住みたい、働きたい、訪れたい 元気と希望に出会えるまち東松山」

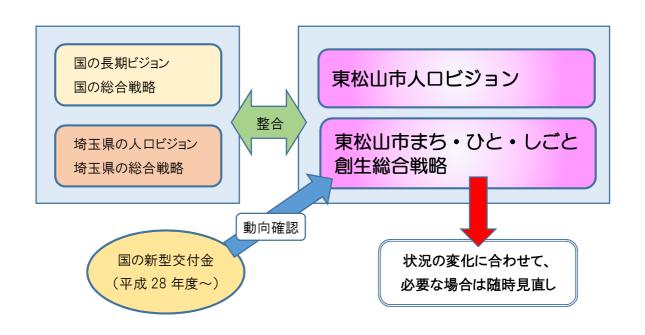
(5)推進体制

東松山市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進体制は次のとおりです。



(6)計画の見直し

本計画については、国及び県の総合戦略との整合を図りつつ、国の交付金制度の動向も見据えながら、目的を達成するため必要な場合は随時見直しを行うものとします。



2 東松山市まち・ひと・しごと創生総合戦略

(1)課題の整理

地方創生に向けた取組の検討に先立ち、まずは東松山市が抱える課題の整理及び原因の 分析を統計等各種データに基づき行います。

①少子化への対応

東松山市の年少人口は、平成5年をピークに減少傾向を示しています。また、出生数についても減少を続けており、近年では、合計特殊出生率が全国や埼玉県の平均よりもやや低位で推移している状況です。

これらの原因としては、まず子育て世代の流入が減少したことが挙げられます。かつての高度成長期やバブル経済期においては、都心のベッドタウンとして子育て世代の流入超過が続いていましたが、近年では流入と流出がほぼ同程度となっています。また、全国的な傾向と同様、東松山市でも未婚化・晩婚化が進んでおり、様々な理由から結婚・出産に踏み切れない人も潜在的に多く存在していると考えられます。

今後は、子育て世代の流入を促すことで、年少人口の増加を図るとともに、安心して結婚・ 出産・子育てができるような就労・子育て環境づくりを進めていくことが課題となります。

②超高齢社会への対応

東松山市の老年人口は、今後も当面の間、増加を続けると見られており、年少人口の減少も あいまって、高齢化率は引き続き上昇する見込みです。また、生産年齢人口も減少傾向を示し ており、まちの活力の減退が懸念されるところです。

今後ますます高齢化が進む中で、将来にわたりまちの活力を維持していくためには、高齢者にもまちの担い手の一員となってもらうことが必要です。そのためには、高齢者が元気に活躍できる環境づくりを進めることが今後の課題であり、高齢者の健康増進を後押しするだけではなく、就労や地域活動への参加がしやすい環境を創出するなど、いきがいが持てる健康長寿のまちづくりを進めていくことが求められます。

③定住促進への取組

東松山市の人口の社会増減を見ますと、平成 7 年までは転入者数が転出者数を上回っていましたが、平成 8 年から逆転し、ほぼ全ての年で転出超過が続いています。最近では再び転入超過の傾向も見られますが、以前ほどの増加は期待できない状況です。

転出入数を年代別に見ると、市内又は近隣の大学生の卒業もあって、男女とも 20 代の転出 超過傾向が顕著に表れており、近年はその傾向が強くなりつつあります。また、以前に比べて 子育て世代の流入が減少していることも特徴です。 これらの傾向は、市内や近隣市町村など通勤可能な範囲内に安定した就業先が不足していることをうかがわせます。すなわち、安心して働ける就業先が不足しているため、就職を機に市外へ若者が転出するとともに、市外からの新たな若者の転入が増えない状況に陥っていると考えられます。

今後、定住人口の維持・増加を図るためには、市内に安定した就業先を増やすなど、若者をいかに市内へ留め、また流入を促すかが課題と言えます。また、子育て世代の流入を促すためには、子育て環境や移住支援を充実させ、それらを積極的にPRすることが必要です。その際、東松山駅から池袋駅まで最短約 45 分という都内への通勤のしやすさも、本市のアピールポイントであると考えています。

④交流人口増加への取組

東松山市は埼玉県のほぼ中央に位置しており、東武東上線の駅が2つ(東松山駅、高坂駅) あるほか、市の中央部には関越自動車道東松山インターチェンジがあるなど、通勤・通学や 観光のアクセスは比較的良好と言えます。また、都心から最短約 45 分という近い距離にありな がら、豊かな自然に恵まれており、市内には美しい景観や史跡が数多く残るほか、動物公園 などの観光施設も存在しています。

その一方で、市内には体験型の観光施設が少なく、また、各観光資源が点在し、それらの有機的な連携が図れていないため、来訪者の滞在時間は総じて短い傾向にあります。また、東松山駅と高坂駅の 1 日の平均乗降客数は年々減少傾向を示しており、観光だけではなく、通勤や通学で市内に訪れる人も減少しつつあることがうかがえます。

今後は、市内に点在する観光資源を有機的につなげ、様々な観光プランを提案することで 市外からの観光客の増加を図るとともに、市内に安定した就業先を増やすことで、通勤などに よる昼間人口を増加させ、まちのにぎわいにつなげることが課題となります。

⑤まちの活性化への取組

東松山市の人口は、平成 10 年をピークに減少傾向を示しており、長期的にはこの傾向は 今後も続くと見られています。特に、生産年齢人口の減少が顕著であり、将来のまちの活力の 減退が懸念されるところです。また、中心市街地の空洞化も進んでおり、商業の衰退が危ぶま れています。

まちの活性化に向けた取組として、現在、東松山市では企業誘致を積極的に進めており、 新たな企業の立地や雇用の確保に取り組んでいます。また、中心市街地でのイベント開催など を通じ、来訪者の増加に努めているところです。

今後は、生産年齢人口の維持・増加を目指し、より安定した就業先の確保を念頭に置いた 戦略的な企業誘致や、既存企業の収益向上による雇用拡大、創業支援を通じた新たな地元 企業の創出を図ることが課題となります。また、市の玄関口である東松山駅周辺及び中心市街 地の活性化を図り、まちのにぎわいを創出することで人を呼び込むことが必要です。

(2)ケーススタディによる必要な施策の抽出

地方創生に向けた具体的な取組を検討する際、子どもから高齢者まで各年代によって求める サービスや必要とする施策は大きく異なると考えられます。ここでは、市民から得られた意見を 基に、各年代の具体的なケースを想定し、地方創生につながる必要かつ効果的な取組の抽出を 行います。

i 乳幼児

◎Case1(5 歳男子A君)

お父さん、お母さん、A君、妹(6か月)の4人暮らし。

A君は○○保育園に通っている。

お母さんは産まれたばかりの妹にとても手が掛かっている。

お父さんは人手不足の影響で仕事が忙しく、帰宅は遅くなることが多い。

【お父さん・お母さんが気になっていること】

- ①A君はアレルギー体質で喘息の既往歴があるため、発作が起きたときの対応を常に心配している。
- ②A君はもうすぐ小学校へ入学するが、人間関係や学力面が対応できるか心配している。



【求められる施策】

- ①小児医療の充実(24 時間 365 日対応)
- ②入学前の小 1 プロブレム対応施策

ii 小·中学生

◎Case2(13歳中学1年生の姉Bさんと10歳小学4年生の弟C君)

お父さん、お母さん、高校生のお兄さん、Bさん、C君の 5 人暮らし。

お父さん、お母さんは共に働いており、帰宅は夜 7 時頃。

お兄さんは勉強や部活で忙しく、帰宅は遅くなることが多い。

【Bさんが気になっていること】

①中学に入ってから勉強が難しくなり、放課後に誰かに教えてもらいたい。

【C君が気になっていること】

②家の近くには公園が少なく、遊べる場所が少ない。



- ①学習支援の充実
- ②遊びの場や機会の提供

iii 高校生

○Case3(17 歳高校 2 年生のD君とその幼なじみE君)

D君は市内〇〇町に家族と一緒に住んでいる男子高校生。

E君はD君の幼なじみで、2人とも市内の高校に通っている。

毎朝、自宅の最寄りの駅から高校がある駅まで電車を利用している。

【D君·E君が気になっていること】

- ①高校がある駅の周辺には高校生が立ち寄れそうな店が少なく、学校帰りに軽く話ができる 場所がない。
- ②2 人とも進路について悩んでいる。D君は進学を考えているが、まだ何を学びたいのかはっきりしていない。E君は就職を考えているが、自分は何に向いているのかまだ分からない。



【求められる施策】

- ①駅周辺の活性化
- ②キャリア教育の推進

iv 大学生

Fさんは市内にある大学への入学を機に、昨年県外から引っ越してきた。 現在は大学の最寄りの駅周辺のアパートに一人暮らしをしている。 勉強やサークル活動など、忙しくも充実した日々を送っている。 大学生活も2年目に入り、このまちに少しずつ愛着を感じつつある。

【Fさんが気になること】

住み始めてから1年が経過するものの、市内での移動はアパートと大学の往復がほとんど。 このまちには何があるのか、どんな美味しい食べ物があるのか、最近気になっている。



【求められる施策】

市外から来た大学生に市の魅力を伝える取組(定住へのきっかけ作り)

◎Case5(22 歳大学 4 年生のG君)

G君は市内○○町に家族と一緒に住んでいる男子大学生。

県外の大学へ通っている。

大学卒業後は就職を考えている。

【G君が気になっていること】

G君はできれば地元で就職したいと考えている。

しかし、地元にはどういった企業があるのか、安定した就職先があるのかといった不安を抱えている。



【求められる施策】

安定的な就労先の確保及び就労支援

v 独身者

◎Case6(30歳男性Hさん)

Hさんの実家は市内の○○町。実家には 60 代の父母が 2 人で住んでいる。

現在Hさんは県外のアパートで一人暮らしをしている。

仕事が忙しく、最近はあまり実家に帰っていない。

また、現在お付き合いをしている女性はおらず、男性が多い職場のため、女性との出会いの機会がほとんど無い状況である。

【Hさんが気になっていること】

- ①父母も高齢になり、今後 2 人で暮らしていけるのか不安。実家に帰ることも考えているが、 地元に安定した就職先があるのか分からないため躊躇している。
- ②30歳を過ぎ、そろそろ結婚したいと考えているが、出会いの機会が無いことを悩んでいる。



- ①安定的な就労先の確保及び就労支援
- ②結婚支援

vi 子育て世代

○Case7(36 歳男性はんとその妻」さん(36 歳))

さんとJさんは共に36歳。(Iさんは会社員、Jさんは専業主婦)

5歳の娘と2歳の息子がおり、娘は来年小学校へ入学する予定。

現在は〇〇市のアパートに住んでいるが、娘の入学を機に、マイホームの購入を検討している。 また、Jさんはかつて結婚の際に退職したが、娘の入学を機に、また働きたいと考えている。

【lさんとJさんが気になっていること】

- ①マイホームの購入に当たっては、老後まで住み続けることを考え、自然環境が良く、生活に 便利な場所が良いと考えている。
- ②子どもたちの将来を考え、子どもの学習環境が整った場所を望んでいる。
- ③Jさんは、娘が学校に行っている間は、息子を預けて働きたいと考えており、短時間でも働ける会社が近くにあると良いと思っている。



【求められる施策】

- ①市の魅力発信による定住促進
- ②学習支援の充実
- ③子育てしながら働きやすい就業環境の推進

vii シニア世代

KさんとLさんは、既に子どもは独り立ちしており、現在は2人で住んでいる。

Kさんは間もなく退職を迎えるが、まだまだ元気であり、退職後も週 3 日程度は働き、残りの日はボランティアなど地域貢献を行いたいと考えている。

Lさんは子育てが終わったことから、若い頃から趣味で続けていたフラワーアレンジメントをいか して、何か事業を始めたいと考えている。

【Kさんが気になっていること】

①退職後も働きたいと考えているが、週 3 日程度の短時間で働ける会社が近くにあるのか不安である。また、どのようなボランティアが地域にあるのか分からない。

【Lさんが気になっていること】

②やる気はあるがノウハウが無いため、どのように創業すればよいのか分からない。



- ①高齢者の就業支援及びいきがいづくり(子どもたちの遊びや学習支援の担い手)
- ②シニア向けの創業支援

viii 高齢者

○Case9(78歳男性Mさん)

Mさんは市内○○町の自宅に一人暮らしをしている。

毎朝のウォーキングが日課で、たまにウォーキング大会に参加するなど、元気に生活している。

【Mさんが気になっていること】

今は元気で日常生活に問題は無いが、近くに頼れる親族はおらず、将来何かあったときはどうなるのか心配である。



- ①医療の充実や地域包括ケアシステムの構築
- ②公共交通網の整備(日常生活の利便性向上)

(3)地方創生に向けた取組の基本的方向性

東松山市は、豊かな自然と良好なアクセスを兼ね備えたまちとして、これまで定住人口を増や し、発展を続けてきました。しかし、平成 10 年をピークに人口は減少傾向となり、特に、生産年齢 人口の減少が顕著となっています。

今後も比企地域の中心都市としてまちの活力を維持していくためには、生産年齢人口を中心と した定住人口の確保や若者の流出抑制を図ることが必要です。そのためには、地域内の産業を 活性化し、安定的な就業先を増やす取組が非常に重要となります。

また、市外からの転入を促進するためには、まずは東松山市を知ってもらい、一度観光に訪れてもらうことがその第一歩になると考えられます。本市の地域資源を活用した様々な観光プランを提供するなどの新しい取組を進め、本市を訪れる交流人口を増やすことで、まちのにぎわいを創出するとともに、将来の転入へのきっかけを作ることが重要です。

さらに、将来にわたり選ばれる自治体になるためには、子どもを産みやすく育てやすい環境を作ることが必要不可欠です。まちの活力を維持していくためには、人口の社会増を促すだけではなく、子育て支援の充実などを通じた出生率の向上を図ることも重要と言えます。

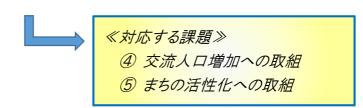
以上の観点から、東松山市の取組の方向性として、次の3点を掲げることとします。

①資源の活用と連携による観光まちづくり(観光分野)

東松山市は様々な観光施設を有するものの、その中にはまだ十分に活用されていない施設が存在しています。また、葛袋地区の化石のように、これまで活用されてこなかった地域資源もあります。

そこで、これまで十分な活用がなされてこなかった地域資源にあらためて焦点を当て、必要な整備を行った上で、それらを活用した体験型の施設やイベントを提供することにより、新たな観光客を呼び込む取組を進めていきます。

また、本市の観光地域づくりにおいて中心的存在である観光協会と連携し、市内各地の地域 資源を有機的に結び付けた様々な観光プランを提供することで、訪れた人の滞在時間を増や し、消費の拡大及びまちのにぎわいの創出につなげていきます。さらに、それらのプランを市外 へ向けて積極的に発信することで、市の認知度の向上を図っていきます。

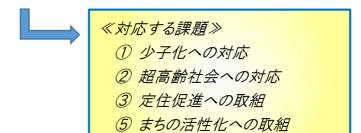


②元気な産業を育むまちづくり(産業分野)

東松山市では、地域内の産業を活性化させ、安定的な就業先を確保するため、これまで 積極的な企業誘致を展開してきました。今後も引き続き新たな企業の誘致に取り組むとともに、 既存企業に対する支援を拡充し、企業の経営向上を後押ししていきます。また、創業を検討し ている人や創業後間もない人に対する支援も行い、新たな地元企業の誕生につなげていきま す。これらの取組を一体的に進めていくことで、地域内に安定的な雇用を増加させ、定住人口 の維持・増加を図ります。

また、企業合同就職説明会を今後も継続し、企業の雇用確保及び市民の就労を支援するとともに、高齢者や子育で中の人が短時間でも働けるような多様な就労環境づくりも進めていきます。

さらに、地域内のビジネスマッチングや東松山駅周辺及び中心市街地の活性化も推進し、 産業全体の活性化を促していきます。

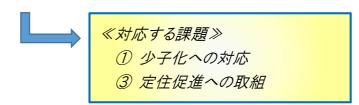


③産みやすく育てやすいまちづくり(子育て分野)

観光や産業分野の活性化を進め、東松山市の魅力を高めることで子育て世代の流入を促すとともに、出生率の向上による人口の自然増社会を実現するためには、結婚・出産・子育てに希望が持てる環境を整え、東松山市が子育ての場として選ばれる自治体となる必要があります。

そのためには、出産や子育てについての相談体制の充実や小児医療体制の整備など、安心 して子育てができる環境づくりを積極的に進めていきます。

また、子どもの学習支援体制を強化し、市全体で高い学力を育むとともに、子どもに様々な体験の場や機会を提供することで、経験豊かな人材に育てていきます。



(4)基本目標並びに具体的な施策及び重要業績評価指標(KPI)の設定

「(3)地方創生に向けた取組の基本的方向性」で掲げた 3 つの分野は、定住人口の確保という大きな目標に向けて互いに密接に関連しています。例えば、産業分野において安定的な就業先を増やす取組は、若者の経済的安定性を高め、子育て分野における結婚の促進、さらには出生率の向上につながると考えられます。また、観光分野において市の地域資源を磨き上げ、魅力を高める取組は、市の認知度の向上につながり、その先の就労や移住のきっかけとなる可能性も十分に考えられます。

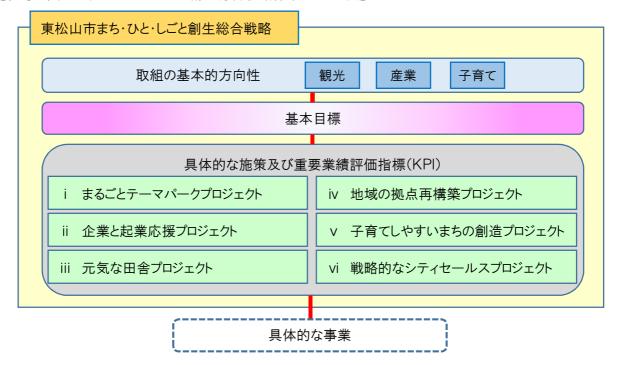
以上のことから、本市の地方創生に向けた基本的かつ政策横断的な目標として、次の項目を掲げることとし、さらにその目標を実現していくための手段として 6 つのプロジェクトを設け、各プロジェクトについてそれぞれ重要業績評価指標(KPI)を設定します。

なお、基本目標については、本市の最上位計画である第5次東松山市総合計画において掲げられている目標値を掲載するとともに、本計画期間と合わせて、今後5年間の取組による目標値を設定します。また、基本目標を達成するための各プロジェクトについては、今後5年間の取組による重要業績評価指標(KPI)を設定するとともに、具体的な事業内容を盛り込んだ実施計画を総合戦略とは別に作成し、進捗を管理していきます。

①基本目標

平成37年の人口 87,000人 本計画期間の目標値として、平成31年の人口 88,700人

【参考: 東松山市まち・ひと・しごと創生総合戦略体系イメージ図】



②具体的な施策及び重要業績評価指標(KPI)

i まるごとテーマパークプロジェクト				
概要	としての魅力 これまで 必要な整備 トやプランを これらの!	に点在する地域資源を磨き上げ、連携して活用することで、市全体 で高めていきます。 十分な活用がなされてこなかった地域資源にあらためて着目し、 を行うとともに、これらの観光資源を有機的に結び付けた観光ルー 設定し、積極的に発信していきます。 取組を通じ、東松山市全体をテーマパークととらえた観光資源化を の増加につなげることでまちのにぎわいを創造していきます。		
	年間観光入	込客数 : 平成 31 年に 250 万人		
重要業績 評価指標 (KPI)	【考え方】	本市を訪れた年間の観光客数を重要業績評価指標(KPI)として 設定します。観光資源の回遊性の向上や積極的なPRに取り組む ことで、年間観光入込客数の増加を図ります。		
	【参考値】	平成 25 年の年間観光入込客 : 230 万人 (出典:東松山市観光振興基本計画)		
高坂! など、こ 具体的な た上で、 事業 ②東松山ī 東松!		「南部観光ルート(まなびのみち)創造事業 民を中心とした市南部地域において、葛袋地区の化石や廃線敷 れまで活用されてこなかった地域資源に着目し、必要な整備を行っ 既存観光資源と併せたウォーキングルートを設定します。 「北部観光ルート(農村体験のみち)創造事業 川ぼたん園や農林公園を中心とした市北部地域において、これらの なる活用に向けた必要な整備を行った上で、周辺施設との連携を きます。		

ii 企業とi	企業と起業応援プロジェクト			
概要	企業誘致を引き続き進めるとともに、既存企業や新たな創業に対する支援にも取り組み、産業の活性化と雇用の創出を図っていきます。 新たな企業の誘致のため、産業用地の確保に努めるとともに、誘致企業に対する優遇制度を活用していきます。 また、新規企業だけではなく、既存企業の人材確保や設備投資、企業PRなどに対しても積極的に支援を行い、企業の経営向上を後押しするとともに、創業支援にも新たに取り組み、支援の仕組みづくりや拠点の整備を進めていきます。 これらの取組を通じ、市内に新たな産業と雇用を創出し、定住人口と交流人口の確保につなげていきます。			
	(1)市内事	業所数 : 平成 31 年に 3,504 事業所		
	【考え方】	市内にある事業所数を重要業績評価指標(KPI)として設定します。新規企業誘致、既存企業支援、創業支援を一体的に進めることで、市内事業所数の増加を図ります。		
重要業績	【参考值】	平成 24 年の市内事業所数 : 3,464 事業所 (出典:地域経済分析システム)		
計画指標 (KPI)	(2)市内従業者数 : 平成 31 年に 36,500 人			
	【考え方】	市内事業所における従業者数を重要業績評価指標(KPI)として 設定します。事業所の増加や企業の経営向上により、従業員数の 拡大を図ります。		
	【参考值】	平成 24 年の従業者数 : 36,243 人 (出典:地域経済分析システム)		
具体的な 事業	活用して ②地域内企 企業の ます。 ③創業応援	産業用地の確保を進めるとともに、誘致企業に対する優遇制度をいきます。 業応援事業 人材確保や設備投資を支援するほか、企業PRについても取り組み 等事業 援拠点を整備し、関係機関と連携して創業を支援していく仕組み		

iii 元気な田舎プロジェクト				
概要	生涯住み続いつまできまともに、また、空でする仕組みこれらの!	然と良好な住環境を東京近郊で提供できるという特性をいかし、まけたいと思えるまちづくりを進めます。 も元気に働き、住み、暮らし続けられる生涯現役社会の実現を目指都市機能の充実と活性化に取り組みます。 き家を活用した良好な住宅の供給を促すため、空き家を有効活用づくりに取り組みます。 取組を通じ、自然環境と生活環境が両立し、いきがいを持って元気るまちの創造を目指し、定住人口の増加を図ります。		
		7 年度から平成 31 年度までの 5 年間の合計転入者数 500 人		
	【考え方】	今後 5 年間の合計転入者数を重要業績評価指標(KPI)として設定します。移住促進の取組を展開することで、これからの人口減少時代においても、直近 5 年間とほぼ同数の転入者数を確保していきます。		
重要業績	【参考值】	平成 21 年度から平成 25 年度までの 5 年間の平均転入者数 : 3,297 人/年 (出典:地域経済分析システム)		
評価指標 (KPI)	' ' ' ' ' ' ' '	識調査で活気とにぎわいがよい·どちらかといえばよいと回答した 割合 : 平成 31 年度に 30%		
	【考え方】	市民意識調査において、活気とにぎわいを感じている市民の割合を重要業績評価指標(KPI)として設定します。市街地の活性化や生涯現役社会に向けた取組を進めることで、活気とにぎわいがよいと感じている市民の割合を、約3人に1人まで上昇させます。		
	【参考値】	平成 25 年度の割合 : 6.7% (出典:平成 25 年度市民意識調査報告書)		
具体的な 事業	組みます ②生涯現役 生涯現 ③市街地活 市の中	の有効活用など、移住促進に向けた仕組みづくりと情報発信に取り。 。 な応援事業 役社会を目指し、高齢者の就労促進や生きがいづくりを進めます。		

iv 地域の拠点再構築プロジェクト			
概要	ネットワークを 市民活動 に、新たなな の見直しを これらの]	ロセンターなどを中心とした地区の拠点を位置付け、中心市街地とのを強化していきます。 ウセンターなど各地区の拠点となる場所の機能強化を進めるととも 公共交通であるデマンドタクシーの導入とあわせて、既存の公共交通 図っていきます。 取組により、住民生活の利便性を高めながら、小さな拠点を創造 人口の流出を抑制するとともに、新たな転入を促していきます。	
	(1)新たな 36,000	公共交通の利用者数 : 平成 31 年度の年間延べ利用者数 人	
	【考え方】	新たに導入が予定されているデマンドタクシーの利用者数を重要業績評価指標(KPI)として設定します。デマンドタクシーの利用状況を把握することで、市民の利便性向上を図る指標とします。	
	【参考值】	なし	
重要業績 評価指標 (KPI)		識調査で買い物などの日常生活の利便性がよい・どちらかと言えば]答した市民の割合 : 平成 31 年度に 40%	
	【考え方】	市民意識調査において、買い物など日常生活の利便性がよいと感じている市民の割合を重要業績評価指標(KPI)として設定します。各地区市民活動センターの機能充実や地域の拠点づくりを進めることで、日常生活の利便性向上を図ります。	
	【参考値】	平成 25 年度の市民意識調査 : 33.7% (出典:平成 25 年度市民意識調査報告書)	
具体的な 事業	①活動センター機能充実事業 各地区市民活動センターについて、子どもの居場所としての役割を持たせるなど、機能の充実を図ります。 ②地域拠点づくり事業 各地区市民活動センターの周辺に、住宅や日常生活において必要な施設の誘導を図るなど、活動センター及びその周辺を地域の拠点として位置付けます。 ③公共交通事業 市内循環バスや新たに導入が予定されるデマンド交通により、各地区と中心市街地との交通ネットワークを構築します。		

結婚から出産、子育てまで希望の持てる環境を整え、安心して子育てることができるまちづくりを進めていきます。 子どもが学び、遊ぶことのできる居場所づくりや、確かな学力を育充実、また、親と子の健康の確保に向けた支援を複合的に実施す子育てへの希望を創出します。 また、子育てしやすい環境づくりとして、ワーク・ライフ・バランス(職業庭生活との両立)の考え方を基本に、結婚・出産・子育てを応援してしているの取組を通じ、子育てしやすいまちを創造し、出生率のよ人口の増加を図っていきます。				
	' ' ' ' ' ' '	識調査で子育て環境が整っている・どちらかといえば整っていると と子育て中の家族がいる市民の割合 : 平成31年度に50%		
	【考え方】	市民意識調査において、子育て環境が整っていると感じている 市民の割合を重要業績評価指標(KPI)として設定します。子育て に関する相談体制や健康支援の充実、子どもの居場所づくりなど を進めることで、子育てしやすいと感じている市民の割合を 2 人に 1 人まで上昇させます。		
重要業績	【参考值】	平成 25 年度の割合 : 46% (出典:平成 25 年度市民意識調査報告書)		
評価指標 (KPI)	: 平成 換算	カ·学習状況調査の全国平均を 50 としたときの本市の換算値(※) は 31 年度に、小学 6 年生国語、算数、中学 3 年生国語、数学の 「値平均が 50 以上 「値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	【考え方】	小学 6 年生と中学 3 年生を対象とした全国学力・学習状況調査の全国平均を 50 としたときの本市の換算値を重要業績評価指標 (KPI)として設定します。学習支援の充実に取り組むことにより、子どもの学力向上を図り、平均正答率の上昇につなげます。		
	【参考值】	平成 27 年度の小学 6 年生国語、算数、中学 3 年生国語、数学の換算値平均 : 48.2 (出典:第5次東松山市総合計画)		
具体的な 事業	子ども ⁴ ②確かな学 小·中 高める取 ③親と子の何 親子の 4結婚・出 結婚、	居場所づくり事業 や親子連れの居場所として、学びの場・遊びの場の充実を図ります。 力の育成事業 学校において、学びや育ちの連続性を重視した取組や、学習意欲を 組を推進し、学習支援の充実を図ります。 健康支援事業 健康確保に向けて、医療体制や情報提供の充実を図ります。 全・子育て応援事業 出産、子育てに希望が持てる社会を実現するため、子育て環境の 安定的な雇用の創出に取り組みます。		

vi 戦略的なシティセールスプロジェクト				
概要	主体と連携 PRに当か それらを特に また、発信 意識し、対象 これらのE	・働きたい・訪れたいをテーマに、行政だけではなく、市内の様々なして効果的に市の魅力をPRしていきます。 こっては、重点的に発信する内容を分かりやすく整理するとともに、 に伝えたい対象者を明確にして実施します。 言する手段や場所についても、これまで以上に市外に向けた伝達を 象者へ着実に情報が届く方法を検討していきます。 収組を通じ、戦略的にシティセールスを展開することで、定住人口や り増加につなげていきます。		
	(1)市ホー』	ムページアクセス件数 : 平成 31 年度に 560,000 件		
	【考え方】	市ホームページへのアクセス件数を重要業績評価指標(KPI)として設定します。市外に向けた情報発信を積極的に行うことで、市外の人にも本市に興味を持っていただくことを目的とします。その際、ホームページから情報を得ることが多いと考えられることから、ホームページアクセス件数の上昇を指標とします。		
重要業績 評価指標	【参考値】	平成 25 年度の市ホームページアクセス件数 : 523,832 件 (出典:第5 次東松山市総合計画)		
(KPI)	(2)市公共 20 箇月	施設以外のパンフレット新規設置箇所数 : 平成 31 年度までに f		
	【考え方】	市公共施設以外でのパンフレット新規設置箇所数を重要業績評価指標(KPI)として設定します。市外に向けた積極的な情報発信を進めるため、これまで設置していなかった場所へ新たにパンフレットを設置し、PRに取り組んでいきます。		
	【参考値】	現在は、県施設及び東上線沿線サミット参加自治体(豊島区、川越市、寄居町)等に設置している。		
具体的な 事業	住みた を考えて ②観光PR 観光に	労に向けたPR事業 い・働きたいをテーマにしたパンフレットを作成するなど、移住や転職いる人に対して市の魅力を積極的に発信していきます。 事業 関するパンフレットを作成し、市外の公共施設や交通機関に新たになど、まずは多くの人の目に留まるような取組を進めていきます。		

(5)その他の取組

①全市的な取組

地方創生の考え方は、広く民間にも浸透しており、それぞれが独自の取組を展開しています。 行政だけではなく、金融機関をはじめとした企業や団体なども含め、東松山市全体で地方創生 に取り組んでいくことが大きな効果につながると考えられることから、市内における各団体の 取組を把握し、その周知を図っていきます。

具体的には、地方創生の取組を実施している事業者を認定する仕組みを創設し、広く啓発を図ることで、更なる地方創生に向けた取組を促し、より一層連携を深めていきます。

②広域的な取組

人口減少・超高齢社会に対応するためには、市町村単独での施策に加え、圏域での協力による取組も必要となります。圏域の市町村が互いの特長や強みをいかして連携を図り、観光客誘致、雇用の創出、定住促進などに取り組むことで、新たな人の流れを創り出し、圏域の活性化を図ることが重要です。

東松山市が属する比企地域においては、既に設置されている「比企地域元気アップ実行委員会」や「比企地域の未来を考える政策プロジェクト会議」にて具体的な施策の検討を行い、 積極的に事業を展開していくことで、比企地域全体の創生につなげていきます。

(6)効果検証の方法

総合戦略の進捗状況や成果については、外部有識者及び公募市民で構成された東松山市総合計画審議会や、産官学金労言の各分野の有識者で構成された東松山市まち・ひと・しごと創生意見交換会にて確認・検証を行い、必要に応じて、適宜総合戦略の見直しを行っていきます。

【参考:効果検証(PDCAマネジメントサイクル)イメージ図】



総合戦略を着実に推進していくため、各プロジェクトの実施計画を作成し、進捗を管理します。

【Plan(計画) 、 Do(実行)】

また、事業の進捗状況や成果については、 外部有識者等で構成される審議会や意見交換 会で確認・検証を行い、必要に応じて、総合戦略 や実施計画の見直しを行います。

【Check(評価) 、 Action(改善)】

このようなPDCAマネジメントサイクルを継続していくことにより、本市の課題に的確に対応していきます。

東松山市まち・ひと・しごと創生総合戦略【 資料編 】

1 策定経過

開催日	内 容		市民・議会・産官学 金労言との関わり		
(平成 27 年)			議会	産官学 金労言	庁内 会議
4月22日	東松山市まち・ひと・しごと創生本部(第1回)				0
5月1日	東松山市まち・ひと・しごと創生推進委員会(第1回)				0
6月3日	東松山市まち・ひと・しごと創生本部(第2回)				0
6月25日	東松山市まち・ひと・しごと創生推進委員会(第2回)				0
6月29日	東松山市まち・ひと・しごと創生意見交換会(第1回)			0	
7月1日	東松山市まち・ひと・しごと創生本部(第3回)				0
7月15日	東松山市まち・ひと・しごと創生ワーキング(全体会)				0
7月23日	東松山市まち・ひと・しごと創生ワーキング(分科会①②)				0
7月28日	東松山市子ども未来会議	0			
7月29日	東松山市まち・ひと・しごと創生意見交換会(第2回)			0	
7月29日	東松山市まち・ひと・しごと創生ワーキング(分科会③)				0
8月4日	東松山市まち・ひと・しごと創生ワーキング(分科会④⑤)				0
8月5日	東松山市まち・ひと・しごと創生本部(第4回)				0
8月10日	東松山市まち・ひと・しごと創生ワーキング(分科会⑥)				0
8月12日	東松山市まち・ひと・しごと創生ワーキング(分科会⑦)				0
8月19日	東松山市まち・ひと・しごと創生本部(第5回)				0
8月20日	東松山市総合計画審議会(平成 27 年度第 5 回)	0		0	
8月20日	市議会まちづくり協議会		0		
8月22日	市民説明会(松山①·大岡·平野地区)	0			
8月23日	市民説明会(松山②·唐子·高坂·野本地区)	0			
8月25日	市議会全員協議会		0		
8月27日	東松山市まち・ひと・しごと創生意見交換会(第3回)			0	
8月28日	市議会まちづくり協議会		0		
8月29日	市民説明会(高坂丘陵地区)	0			
9月16日	東松山市総合計画審議会(平成 27 年度第 6 回)	0		0	
9月25日 ~10月15日	パブリックコメント実施	0			

2 審議会及び意見交換会の構成員

(1) 東松山市総合計画審議会

(敬称略)

氏名 役職等 会長 鷺澤 義明 元東松山市議会議長	
会長 鷺澤 義明 元東松山市議会議長	
副会長 小峰 良介 東松山市都市計画審議会会長	
笠原 剛 新屋敷ホタルの里づくり推進委員会委員長	
齊藤三千子 高坂地区民生委員·児童委員協議会副会長	
鈴木 栄治 経営コンサルタント(株)システムプランニング代表I	取締役
須藤 勇 元比企広域消防本部消防長	
第一号委員 玉木 啓一 武蔵丘短期大学健康スポーツ専攻教授	
知識経験者 永井 久美子 東松山子育てねっと代表	
新納 豊 大東文化大学国際関係学部長	
松本 公明 東松山市環境審議会委員	
森田 義政 JA埼玉中央青年部委員長	
谷田貝 和幸 (社)比企青年会議所理事長	
石塚 きぬ 公募委員	
第二号委員 江野 利平 公募委員	
中島 栄次 公募委員	

(2) 東松山市まち・ひと・しごと創生意見交換会

(敬称略)

	I	
区 分	氏 名	所属団体·役職等
第一号	佐藤 浩二	川越公共職業安定所東松山出張所 所長
	平井 毅	埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所 地域調整幹
第二号	植野 正章	東松山市商工会 事務局長
	小島 武浩	JA 埼玉中央東松山支店 東松山基幹支店長
第三号	今村 美代子	東松山子育てねっと 副代表
第四号 星 直見		埼玉県東松山県土整備事務所 施工監理主幹
	清水 正幸	埼玉りそな銀行東松山支店 支店長
第五号	本図 則夫	武蔵野銀行東松山支店 支店長
第五亏 	松本 政治	東和銀行東松山支店 支店長
	吉橋 宏	埼玉縣信用金庫東松山支店 支店長
安 六 巳	中野 泰彦	学校法人大東文化学園地域連携センター
第六号	宮本 政幸	東松山ケーブルテレビ株式会社 技術通信課課長

[※]区分は、東松山市まち・ひと・しごと創生意見交換会の開催に関する要綱第3条各号による。

昭和41年条例第 6号 最終改正 平成27年条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、東松山市総合計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。 (設置)

第2条 市長の諮問に応じ、市の総合計画に関し、必要な調査及び審議を行うため、東松山市総合計画審議会 (以下「審議会」という。)を置く。

(定義)

- 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 総合計画 市におけるまちづくりの指針となるもので、基本構想及び基本計画からなる最上位の計画をいう
 - (2) 基本構想 総合的かつ計画的な行政の運営を図るための市における基本的な構想をいう。
 - (3) 基本計画 基本構想を実現するための基本的な施策を体系的に示す計画をいう。

(組織)

- 第4条 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げるもののうちからそれぞれ当該各号に定める数の範囲内において、市長が委嘱する。
 - (1) 知識経験を有する者 12人
 - (2) 公募による市民 3人

(会長及び副会長)

- 第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (任期)
- 第6条 委員の任期は、2年とする。
- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (部会)
- 第7条 審議会に、必要に応じ、部会を置くことができる。
- 2 委員が属する部会は、会長が指名する。
- 第8条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 2 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 3 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。 (会議)
- 第9条 審議会又は部会の会議は、それぞれ会長又は部会長が招集する。
- 2 審議会又は部会は、委員の過半数が出席しなければ会議をひらくことができない。
- 3 審議会又は部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長又は部会長の決するところによる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、総合計画を主管する課において処理する。

(雑則)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

平成 27 年 3 月 25 日決裁

(趣旨)

- 第1条 まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条第1項の規定により策定する東松山市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び実施にあたり、有識者から意見又は助言を求めるため、東松山市まち・ひと・しごと創生意見交換会(以下「意見交換会」という。)を開催することに関し、必要な事項を定めるものとする。(意見を求める事項)
- 第2条 意見交換会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。
 - (1) 雇用の創出に関すること。
 - (2) 労働力の確保及び人材の育成に関すること。
 - (3) 定住人口及び交流人口の拡大に関すること。
 - (4) 結婚、出産及び子育ての支援に関すること。
 - (5) まちづくりに関すること。
 - (6) 地域経済に関すること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、地域の活性化に関することで市長が意見を求める必要があると認める事項 (参加者)
- 第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、意見交換会への参加を求めるものとする。
 - (1) 雇用に関して専門的な知識を有する者
 - (2) 地域振興に関して専門的な知識を有する者
 - (3) 結婚、出産又は子育でに関して専門的な知識を有する者
 - (4) まちづくりに関して専門的な知識を有する者
 - (5) 地域経済に関して専門的な知識を有する者
 - (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(運営)

第4条 意見交換会の参加者は、その互選により意見交換会を進行する座長を定めることができる。 (庶務)

第5条 意見交換会の庶務は、地方創生を所管する課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、意見交換会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

3 市民参画

(1) 市民意識調査

趣旨	市政推進に当たり、市民の市政についての意見や要望を幅広く調査し、まちづくりに役立てていくため、市民意識調査を実施しました。
調査期間	平成 25 年 7 月 22 日~8 月 9 日
調査対象	市内に居住する満 20 歳以上の男女
抽出方法	住民基本台帳に基づく無作為抽出
配布数	2,000
有効回収数	1,233

(2) 東松山市☆未来を語る市民会議

趣旨	定に当たり めての試み いただいた	しごと創生総合戦略と並行して進めていた第五次東松山市総合計画の策 、市民の視点からまちづくりの現況や課題を抽出するとともに、当市では初 となる無作為抽出による参加の呼びかけ(市内在住 1,000 名)に応じて 市民と市民会議を開催しました。総合戦略は、本市民会議で得られた意 で作成しています。		
開催日 (第1回)立		平成 27 年 2 月 14 日 、 (第2回)3 月 15 日		
参加者数	21 名			
実施概要	第1回	・オリエンテーション(総合計画の考え方、市民会議の目的等について) ・10 年後の東松山市のありたい姿について議論		
	第2回	・10 年後の東松山市のありたい姿について取りまとめた後に全体発表		

(3) 東松山市子ども未来会議

趣旨	未来を担う中学生が、身近なテーマを通じて柔軟な発想でまちづくりへ提案してもらう ことを目的に市内の中学生と市民会議を開催しました。
開催日	平成 27 年 7 月 28 日
参加者数	16 名

(4) パブリックコメント

趣旨	市民から広く意見を募るため、総合戦略(案)に対するパブリックコメントを実施しました。
実施期間	平成 27 年 9 月 25 日~10 月 15 日
周知·実施 方法	広報紙及びホームページで実施の案内をした上で、政策推進課窓口、各市民活動センター及び図書館にて閲覧に供しました。
意見·回答	パブリックコメントで寄せられた意見はありませんでした。

4 総合戦略策定チーム

(1) 東松山市まち・ひと・しごと創生本部

役 職	氏 名
市長	森田 光一
副市長	贄田 美行
教育長	中村 幸一
秘書室長	野村 宗明
総務部長	塚越 茂
政策財政部長	小谷野 政男
環境産業部長	屋代 徹
地域生活部長	新井 弘
健康福祉部長	山口 和彦
都市整備部長	上野 功
建設部長	杉山 元
市民病院事務部長	加藤 敏彦
教育部長	澤田 喜雄
議会事務局長	新井 久夫
会計管理者	長谷部 光代

(2) 東松山市まち・ひと・しごと推進委員会

役 職	氏 名
秘書室秘書課長	中嶋 和則
秘書室広報広聴課長	柳沢 知孝
総務部管財課長	杉山 正剛
総務部情報システム課長	野地 一彦
政策財政部財政課長	高荷 和良
環境産業部商工観光課長	三村 和之
地域生活部副参事兼地域活動支援課長	小林 強
健康福祉部次長	山田 昭彦
健康福祉部高齢介護課長	小柳 直樹
都市整備部まちづくり住宅課長	成川 忠男
建設部道路維持課長	岩田 巧
市民病院事務部次長	原徹
教育部次長	黒田 健
教育部学校教育課長	塩原 憲孝

(3) 東松山市まち・ひと・しごと創生ワーキング

(本) (本) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大	F 7
役 職	氏 名
秘書室広報広聴課主任	小林 真樹
総務部情報システム課主任	恩田 瑞穂
政策財政部政策推進課主査	小島 孝彦
政策財政部政策推進課主任	高田 陽子
政策財政部政策推進課主事	小杉 美由紀
環境産業部みどり公園課副主幹	島田 健司
環境産業部農政課主事	大曽根 優樹
環境産業部商工観光課主査	加藤 勝子
環境産業部商工観光課主任	江野 友美
地域生活部地域活動支援課主査	山本 由香
地域生活部文化スポーツ課主査	横田 幸子
健康福祉部高齢介護課副課長	山口 勉
健康福祉部健康推進課副課長	原村 佳代子
都市整備部まちづくり住宅課主査	矢部 克昌
都市整備部まちづくり住宅課技師	池田 允彦
都市整備部市街地整備課副課長	長嶋 統博
建設部建設管理課主任	大久保 泰宏
市民病院事務部管理課主査	須澤 理
教育部学校教育課副主幹	二口 法子
教育部子育て支援課主査	成川 暢彦
教育部保育課主幹	真下 あかね

(4) 事務局

役 職	氏 名
政策財政部政策推進課長	桶谷 易司
政策財政部政策推進課活性化戦略室長	田嶋 徹夫
政策財政部政策推進課活性化戦略室主任	黒澤 純子
政策財政部政策推進課活性化戦略室主任	陸名 将一

平成 27 年 3 月 25 日決裁

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)の趣旨に基づき、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、東松山市まち・ひと・しごと創生本部(以下「本部」という。)を設置する。 (所掌事務)

- 第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) まち・ひと・しごと創生に係る施策に関すること。
 - (2) 東松山市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。
 - (3) その他まち、ひと・しごと創生に関連する総合調整に関すること。

(組織)

- 第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、教育長及び次に掲げる職にある者をもって充てる。
 - (1) 東松山市行政組織規則(平成20年東松山市規則第1号)第25条第1項に定める部長
 - (2) 東松山市立市民病院規則(昭和49年東松山市規則第41号)第11条第1項に定める部長のうち事務部の部長
 - (3) 東松山市教育委員会事務局組織規則(平成7年東松山市教育委員会規則第8号)第7条第1項に定める 部長
 - (4) 東松山市議会事務局設置条例(昭和32年東松山市条例第2号)第3条第1項に定める事務局長
 - (5) 会計管理者
 - (6) 前各号のほか市長が必要と認める者

(本部及び本部長)

- 第4条 本部長は、本部を統括する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(推進委員会)

第6条 本部は、まち・ひと・しごと創生に関する施策を推進するため、推進委員会を設置することができる。 (庶務)

第7条 本部の庶務は、地方創生を所管する課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。